

議案第5号

東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則の廃止について

東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則を廃止することについて、次のとおり提案する。

令和4年2月24日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

三ツ城コミュニティハウスを廃止し、学校施設（教室及び地域学校協働ルーム）として使用するため、この案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則を廃止する規則

東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則（平成13年東広島市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
（東広島市教育委員会組織規則の一部改正）
- 2 東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
目次中「第12条―第25条」を「第12条―第23条」に、「第26条」を「第24条」に改める。
第7条第3項中「第22条第2号」を「第20条第2号」に改め、同条第4項中「第24条及び第25条」を「第22条及び第23条」に改める。
第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とし、第21条から第25条までを2条ずつ繰り上げる。
第4章中第26条を第24条とする。
（東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正）
- 3 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2組織規則第18条に規定する三ツ城コミュニティハウス（以下この部

において「コミュニティハウス」という。)の項を削り、同表組織規則第20条に規定する出土文化財管理センター(以下この部において「出土文化財管理センター」という。)の項中「第20条」を「第18条」に改め、同表組織規則第22条に規定する美術館(以下この部において「美術館」という。)の項中「第22条」を「第20条」に改める。